

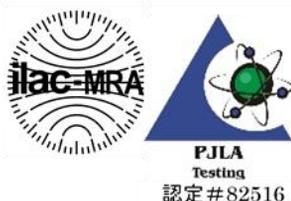


輸出牛肉検査のご案内

- 牛肉の輸出に当たっては、相手国の要請に基づき微生物検査等を行なうことが求められています。
- 検査の実施は、実施者が食肉衛生検査所である場合と、認定と畜場の皆様ご自身である場合があります。
- 認定と畜場等が行うこととされている検査としては、例えば、EU向け等の牛肉輸出の場合、一般生菌数、腸内細菌科菌群数及びサルモネラ属菌の検査があり、米国、香港向けには大腸菌等の検査が必要とされています。
- また、相手国から求められる検査のほか、HACCPプランにおいて微生物検査をモニタリングと位置付けている場合もあろうかと思えます。
- これらの検査については、外部の検査機関に委託して行うこともできるとされています。
- 当研究所では、これまでも微生物検査のお手伝いをさせていただいている経験がございますので、ご利用いただきますようご案内申し上げます。
- また、日本産牛肉の輸出は今後ますます拡大していくことが期待されている中、この機会に安全性に関わる検査についてご依頼、ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

ISO/IEC17025(PJLA)認定試験所



検査業務管理課 瀧、岡本

電 話 03-3444-1946

F A X 03-3441-8273